

和歌山大学教育機構規則

制 定 平成28年 3月25日

法人和歌山大学規程 第1766号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学教育機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、和歌山大学（以下「本学」という。）における学生等の教育及び学習を重点的かつ総合的に支援することで、幅広い知識や技能を有し、夢や希望を持って社会で活躍できる人材を涵養することを目的とする。

(構成機関)

第3条 機構は、次の各号に定める附属機関及び第12条第1項各号に定める教職連携組織で構成する。

(1) 学術情報センター

(2) データ・インテリジェンス教育研究センター

(業務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 主体性と学ぶ意欲を育み、総合的な判断力・思考力を培う教育に関すること

(2) コミュニケーション能力を含む人間関係力を培う方策に関すること

(3) 社会的・職業的自立のための教育に関すること

(4) 数理・データサイエンス・AI 及び情報セキュリティ並びに情報セキュリティの整備及び維持管理に関すること

(5) 多様な教育ニーズに応じた特色ある教育の推進に関すること

(6) 社会人のリカレント教育に関すること

(7) その他教育の支援に必要な事項に関すること

(機構長)

第5条 機構に機構長を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置くことができる。

2 前項の副機構長は、本学の教職員の中から、学長が任命する。

3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第7条 機構に、第4条に規定する業務に関する重要事項を審議するため、推進会議を置き、次の各号の教職員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 学術情報センター長

教育機構規則

- (4) データ・インテリジェンス教育研究センター長
 - (5) 学務課長
 - (6) 入試課長
 - (7) 学術情報課長
 - (8) その他推進会議が必要と認めた者
- (議長)

第8条 推進会議に議長を置き、前条第1号の機構長をもって充てる。

(開会)

第9条 推進会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第10条 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第11条 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(教職連携組織)

第12条 機構に次の各号に定める教職連携組織を置く。

- (1) 教養教育部門
- (2) キャリア教育・支援部門
- (3) リカレント教育部門

2 機構に専任教員を置き、教職連携組織を担当する。

3 教職連携組織に関する事項は、別に定める。

(専門部会)

第13条 推進会議の下に、特定の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第14条 機構及び推進会議の事務は、学務課、入試課及び学術情報課において処理する。

2 機構における事務処理に係る調整のため、前項の事務による検討会議を設けることができる。

3 前項の検討会議に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、和歌山大学教育学生支援機構規程（法人和歌山大学規程第1142号）は、廃止する。

3 この規程の施行後の最初の副機構長の任期は、第6条第3項の規程に関わらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1955号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2002号）

この改正規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月１９日一部改正：法人和歌山大学規程第２０３７号）

この改正規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年６月２２日一部改正：法人和歌山大学規程第２０７６号）

この改正規則は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２９日一部改正：法人和歌山大学規程第２３４４号）

この改正規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日一部改正：法人和歌山大学規程第２５１７号）

この改正規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月２３日一部改正：法人和歌山大学規程第２６４７号）

１ この改正規則は、令和５年７月１日から施行する。

２ この改正規則施行後、最初に任命される副機構長の任期は、第６条第３項の規定に関わらず、令和７年３月３１日までとする。

附 則（令和７年３月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第２８０７号）

この改正規則は、令和７年４月１日から施行する。